

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20240426	東海交通株式会社（法人番号 8180001020204）代表者 犬飼高生	愛知県名古屋市中川区尾頭橋3丁目18番地13号	本社営業所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋3丁目18番地13号	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和6年2月8日及び令和6年2月15日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)事故の記録記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	6	2
2	20240426	中日本タクシー株式会社（法人番号 1180001026463）代表者 大森英雄	愛知県名古屋市区天塚町1丁目11番地	本社営業所	愛知県名古屋市区天塚町1丁目25番地	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	道路運送法第13条	令和6年2月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	7	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。